

平成30年度から県の事務・権限の一部が移譲されます。

市では、市民満足度を高めるシステム構築の一環として、県の事務や権限の一部移譲を推進しています。平成30年度は4月1日から次の事務を受けることになりましたので、その概要をお知らせします。なお、詳細については所管課へ問い合わせください。

移譲する主な事務（【 】は法令名）	問い合わせ先（所管課）
1 精神通院医療の申請に係る審査に関する事務 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】	福祉部福祉課 障害福祉担当 ☎23-2980
2 精神通院医療の変更届の受理に関する事務 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令】	福祉部福祉課 障害福祉担当 ☎23-2980

平成30年10月1日から県の事務・権限の一部が移譲されます。

市では、市民満足度を高めるシステム構築の一環として、県の事務や権限の一部移譲を推進しています。平成30年度は10月1日から次の事務を受けることになりましたので、その概要をお知らせします。なお、詳細については所管課へ問い合わせください。

移譲する主な事務（【 】は法令名）	問い合わせ先（所管課）
<b>1 農地等の転用許可等に関する事務</b> （ただし、3,000平方メートルを超えるもの、2市町以上の区域にわたる農地は、従来通り農業委員会を経由して県知事許可となります。） 【農地法】	農業委員会 農地担当 ☎23-7868